

基準別表第1 広い空地进行を有する建築物

ア 欄 国土交通省令 第10条の3第4項	イ 欄 許可対象とする広い空地			ウ 欄 広い空地と建築物の敷地 の関係	エ 欄 広い空地の管理者等の 承認等	オ 欄 許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件
	空地の種類 (公共の用に供されているものに限 る。)	空地の規模	空地の管理者等			
第1号 その敷地の周囲 に公園、緑地、広 場等広い空地进行を有 する建築物である こと。	(ア)公園、緑地、広場等で都市計画 法、都市公園法等により整備され た空地 (イ)自動車専用道のサービスエリア 等の空地	2,500 平方メートル 以上	国、地方公共団 体等	(ア)建築物の敷地は、当 該空地上に通行上及び安全 上有効に2メートル 以上接していること。 (イ)上記(ア)に記載の有 効に接している部分か ら当該空地上に道路に 通ずる通行上及び安全 上有効な形状の通 路等が配置されてい ること。	建築物の敷地が当該 空地上に通行上及び安全 上有効に接することにつ いて、当該空地の管 理者等と事前の調整を 了したうえ、当該空地 の管理者等の許可・承 認等が必要な場合は当 該許可・承認等が得ら れていること。	(ア)イ欄「空地の種類」(ア)に記載の広い空地上に接する敷地の建築物は、法 第35条に掲げる建築物以外のものであること。ただし、当該空地上に有効 に接する部分の幅及び有効に接する部分から当該空地上に存する通行上及 び安全上有効な通路部分の幅員が4メートル以上であり、かつ、避難上、 消火活動上支障なく通路が道路に有効に接続している場合にあっては、こ の限りでない。 (イ)法、同法施行令等(以下「法令等」という。)の規定中「道路」に係る 各規定(法第56条の2第3項を除く。)の適用については、イ欄に記載の 当該広い空地进行を道路とみなして適用する。 (ウ)建築物の用途が長屋である場合にあっては、各戸の主要な出入り口は当 該空地上に面すること。ただし、敷地内において各戸の主要な出入り口から 当該空地上に通ずる通路の幅員が2m以上である長屋はこの限りでない。 (エ)建築物の敷地、建築物の上水・ガス等に係る供給経路及び雨水・汚水排 水に係る処理経路が有効に確保されていること。

基準別表第2 公共の用に供する道に接する建築物

ア 欄 国土交通省令 第10条の3第4項	イ 欄 許可対象とする公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに 限る。)		ウ 欄 公共の用に供する道と建 築物の敷地との関係	エ 欄 公共の用に供する道の 管理者等の承認等	オ 欄 許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件
	道の種類 (法第42条第1項に規定される道路に該当しない もので、一般の通行の用に供されているものに限 る。)	道の管理者等			
第2号 その敷地が農道 その他これに類す る公共の用に供す る道(幅員4メー トル以上のものに 限る。)に2メー トル以上接する建 築物であること。	(ア)土地改良総合整備事業、一般農道整備事業又は 森林保全整備事業等により整備された農道又は林 道(いわゆる農免道路を含む。) (イ)密集住宅市街地整備促進事業等により整備され た道 (ウ)国、地方公共団体等が管理する道	国、地方公共団 体等又は土地改 良区等の法人	(ア)建築物の敷地は、当 該道に通行上及び安全 上有効に2メートル以 上接していること。 (イ)法第35条に掲げる 建築物については、同 条、奈良県建築基準法 施行条例(以下「条例 」という。)第8条 条例第11条及び条例 第19条の3の規定に より別に道路に接する 幅の定めがある場合 は、通行上及び安全上 上有効に、その定める幅 以上当該道に接してい ること。	建築物の敷地が当該 道に通行上及び安全上 上有効に接することにつ いて、当該道の管理 者等と事前の調整を了 したうえ、当該道の管 理者等の許可・承認等 が必要な場合は当該許 可・承認等が得られて いること。	(ア)法令等の規定中「道路」に係る各規定の適用については、イ欄に記載の 当該道を道路とみなして適用する。 (イ)建築物の用途が長屋である場合にあっては、各戸の主要な出入り口は当 該道に面すること。ただし、敷地内において各戸の主要な出入り口から当 該道に通ずる通路の幅員が2m以上である長屋はこの限りでない。 (ウ)建築物の用途が条例第11条及び条例第19条の3に規定するものにあ っては、イ欄に記載の当該道の幅員が同条に規定する幅員以上を有する場 合に限る。 (エ)建築物の用途が条例第19条の3第3項に規定するものにあっては、客 用の出入り口と当該道の境界線との距離は、3m以上としなければならない。 (オ)建築物の敷地、建築物の上水・ガス等に係る供給経路及び雨水・汚水排 水に係る処理経路が有効に確保されていること。